

定期接種一覧表

R6.4.1現在

接種対象年齢は「誕生日の前日から」です。「未満」「至るまで」「達するまで」とは「前日まで」になります。

「出生〇週●日後」とは、生まれた日の翌日を出生〇週1日目として算出した日をあらわします。

ワクチン種類	回数	対象者	接種間隔	標準的な接種期間
五種混合 四種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポリオ H i b	第1期初回	3回 生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回	生後2か月に達した時から生後12か月に達するまでの期間
	第1期追加	1回 生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者	第1期初回終了後6か月以上、標準的には12か月から18か月までの間隔をおいて1回	第1期初回接種終了後12か月から18か月までの間隔をおく
二種混合 ジフテリア 破傷風	第2期	1回 11歳以上13歳未満の者	—	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間
	第1期	1回 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者	—	—
		1回 5歳以上7歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	—	—
日本脳炎	第1期初回	2回 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者	6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間
	第1期追加	1回 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者	初回接種終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間
	第2期	1回 9歳以上13歳未満の者	—	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間
BCG	1回	1歳に至るまでの間にある者	—	生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間
水痘	2回	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	3か月以上、標準的には6か月から12か月までの間隔をおいて2回	1回目の注射は、生後12か月から生後15か月に達するまで 2回目の注射は、1回目の注射終了後6か月から12か月までの間隔をおく
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間にある者	27日以上の間隔で2回注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回	生後2か月に至った時から生後9か月に至るまでの期間
H i b感染症	初回	3回 生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	27日以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回 ※ただし、2回目および3回目は、生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。	初回接種開始は生後2か月から生後7か月に至るまで ※上記以外の期間に接種を開始する場合は、接種回数等が異なりますので、医療機関にご確認ください。
	追加	1回 生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	初回接種終了後7か月以上、標準的には7か月から13か月までの間隔をおいて1回	初回接種終了後7か月から13か月までの間隔をおく
小児の肺炎球菌感染症	初回	3回 生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	標準的には生後12か月までに27日以上の間隔をおいて3回 ※ただし、2回目および3回目の注射は、生後24か月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は接種は行わない。また、2回目の注射は生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、3回目の注射は行わない。	初回接種開始は生後2か月から生後7か月に至るまで ※上記以外の期間に接種を開始する場合は、接種回数等が異なりますので、医療機関にご確認ください。
	追加	1回 生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者	初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12か月至った日以降に1回	生後12か月から生後15か月に至るまでの間

ワクチン種類	回数	対象者	接種間隔	標準的な接種期間
ロタウイルス 感染症 （R2.8.1以後に 生まれたかた） ・1価又は5価の いずれか一方を接 種します	1価 2回	出生6週0日後から24週0日 後までの間にある者	27日以上の間隔をおいて2回	初回接種については生後2か月 に至った日から出生14週6日 後までの間
	5価 3回	出生6週0日後から32週0日 後までの間にある者	27日以上の間隔をおいて3回	
ヒトパピローマ ウイルス感染症 ・原則同一のワクチ ンを接種します	2価 3回	12歳となる日の属する年度の 初日から16歳となる日の属する年度 の末日までの間にある女子	1か月の間隔をおいて2回行った後、 1回目の注射から6か月の間隔をおい て1回 ただし、上記の方法をとることができ ない場合は、1か月以上の間隔をおい て2回行った後、1回目の注射から5 か月以上、かつ2回目の注射から2か 月半以上の間隔をおいて1回	13歳となる日の属する年度の 初日から当該年度の末日までの間
	4価 3回	○キャッチアップ接種を令和6年度ま で実施しています ・令和6年度の対象者 平成9年4月2日～平成20年4月1 日までに生まれた女子	2か月の間隔をおいて2回行った後、 1回目の注射から6か月の間隔をおい て1回 ただし、上記の方法をとことができ ない場合は、1か月以上の間隔をおい て2回行った後、2回目の注射から3 か月以上の間隔をおいて1回 【2回接種】 6か月以上の間隔をおいて2回	
	9価 2回 又は 3回		【3回接種】 2か月の間隔をおいて2回行った後、 1回目の注射から6か月の間隔をおい て1回	